

三条市看護師等就業・移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県央地域の医療機関における看護師等の確保及び市内への移住・定住の促進を図るため、予算の範囲内において三条市看護師等就業・移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所をいう。
- (2) 看護師等 看護師又は准看護師をいう。
- (3) 就業 1週間の所定労働時間が20時間以上で雇用されることをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に3年以上にわたって居住することを前提とし、令和5年1月1日以降に市外から市内に転入し、本市に住民登録されている者（本市から転出した日から1年以内に市内に転入した者を除く。）
- (2) 令和5年4月1日以降に市内の医療機関に看護師等として就業した者又は就業する見込みがある者（済生会新潟県央基幹病院が開院するまでの間、当該病院に勤務することを前提として同日以降に新潟県立燕労災病院に就業した者又は就業する見込みがある者を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、支援金の交付申請時において、当市の市民税又は転入前の市区町村における市町村民税若しくは特別区民税に滞納がある世帯員のいる世帯に属する者は、交付対象者としなない。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、50万円とする。

2 この要綱による支援金の交付は、一の交付対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに三条市看護師等就業・移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書（様式第2号）
- (2) 看護師等の資格を有することを証する書類の写し
- (3) 転入前の市区町村における納税証明書その他の滞納がないことを証する書類

- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに支援金の交付の可否を決定し、及び額を確定し、その旨を三条市看護師等就業・移住支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、災害、病気、介護その他やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けた場合又は交付対象者の要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 本市に住民登録された日から3年以内に本市から転出した場合
- (3) 本市に住民登録された日から3年以内に就業先の医療機関を退職した場合（退職後6月以内に市内の医療機関に就業した場合を除く。）

2 前項の場合において、市長は、既に支援金が交付されているときは、支援金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。